

五所川原市中学校運動部活動の方針

令和3年2月改訂
五所川原市教育委員会

目 次

I	「五所川原市中学校運動部活動の方針」策定の趣旨	・・・	1
II	中学校運動部活動の意義・位置付け	・・・	2
	1 運動部活動の意義		
	2 運動部活動の位置付け		
III	適切な運営のための体制整備	・・・	3
	1 運動部活動の方針の策定について		
	(1) 活動方針や活動計画及び活動実績の作成		
	(2) 活動方針及び活動計画等の公表		
	2 指導・運営に係る体制の構築	・・・	3
	(1) 運動部の適正な数の設置		
	(2) 運動部顧問の決定		
	(3) 活動内容及び活動状況の把握		
	(4) 活動方針及び活動計画等の共通理解		
	(5) 運動部顧問や管理職を対象とする研修等の周知	・・・	4
	(6) 運動部顧問の業務改善及び勤務時間管理等		
	3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組		
	(1) 適切な指導の実施		
	(2) 運動部活動用指導手引の活用		
	4 適切な休養日等の設定	・・・	5
	(1) 休養日及び活動時間の基準		
	(2) 休養日及び活動時間の設定及び公表		
	5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備	・・・	6
	(1) 生徒のニーズに応じた運動のできる活動の推進		
	(2) 地域との連携等		
	6 学校単位で参加する大会等の見直し	・・・	7
	(1) 参加する大会数等に関する指導・助言		
	(2) 参加する大会等の選択		
	7 安全管理と事故防止	・・・	7
	(1) 健康状態の把握		
	(2) 安全点検と安全指導		
	(3) 競技の特性と能力差に応じた指導		
	(4) 天候や気象を考慮した指導		
	(5) 事故への対応	・・・	8
	(6) 感染症対策		
	8 保護者との連携	・・・	9
	(1) 保護者との信頼関係の確立		
	(2) 保護者の経済的負担の軽減		
	9 「学校の部活動に係る活動の方針」の策定について		
	(1) 「学校の部活動に係る活動の方針」の策定に当たって		
	(2) 「学校の部活動に係る活動の方針」に記載する内容		
	(3) 「学校の部活動に係る活動の方針」の周知と共通理解		
10	各部の年間計画、活動計画及び活動実績の作成	・・・	10
	(1) 年間計画の作成と周知		
	(2) 活動計画と活動実績の作成と提出		
	(3) 年間計画や活動計画及び活動実績の作成に当たって		

I 「五所川原市中学校運動部活動の方針」策定の趣旨

本方針は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月スポーツ庁）及び「運動部活動の指針」（平成30年12月 青森県教育委員会）に則り、本市の実情を踏まえ、策定するものである。

中学校運動部活動は、学校の教育活動の一環として、各運動部の責任者【以下「運動部顧問」という。】の指導の下、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加して行われている。体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、部員同士や生徒と教師等との好ましい人間関係が構築され、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい活動である。

また、運動部活動は、生徒、保護者及び地域の学校への信頼感をより高めることにつながっており、学校の一体感や愛校心を醸成することも現に認められている。

しかし、全国的な少子化に伴い、本市においても運動部活動数が減少しており、学校や地域によっては従前と同様の運営体制では維持が難しく存続の危機にある。また、全国的には運動部活動における行き過ぎた指導や過熱化、指導する教職員多忙化等の課題が指摘されている。

運動部活動を取り巻くこうした現状を受け、生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤として、運動部活動を持続可能なものとするために、本方針では、運動部活動の指導・運営に関する体制を構築し、生徒のバランスの取れた健全な成長と教職員のワーク・ライフ・バランスの実現がなされるよう、部活動の組織的な運営や活動時間及び休養日の設定、安全管理と事故防止、保護者・地域の連携等に関して、具体的な取組や基準並びに留意点を示すことを目的とする。

なお、文化部の活動時間や休養日等についても、本方針で示した運動部活動における適切な休養日等の設定に準じて行うものとする。

II 中学校運動部活動の意義・位置付け

1 運動部活動の意義

中学校期は、親しい友人や仲間を積極的に求め、種々の活動を共に行う中で協力して取り組む楽しさを体験する時期である。

このような時期に、学校教育活動の一環として行われる運動部活動は、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒によって自主的に組織され、より高い技術や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験できる活動である。

さらに、運動部活動は、生涯にわたってスポーツに親しむ資質や能力を育て、体力の向上や健康の増進を図るとともに、責任感や連帯感などを高め、自主性や協調性を養うなど有意義な役割を担っている。

2 運動部活動の位置付け

部活動については、平成29年3月告示の中学校学習指導要領の総則「第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項 1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携」においては、下記のように示している。

平成29年3月告示中学校学習指導要領第1章総則第5の1

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動についてスポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環とし教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

また、「第2章 各教科 第7節 保健体育 第3 指導計画の作成と内容の取扱い 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする」において下記のように示している。

(6) 第1章総則の第1の2の(3)に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などに関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるように留意すること。なお、体力の測定については、計画的に実施し、運動の指導及び体力の向上に活用するようにすること。

つまり、中学校学習指導要領の趣旨を踏まえると、部活動は教育課程外の活動ではあるが、学校教育の一環として位置付けられており、教育課程との関連を図りながら運営するとともに、地域のスポーツ少年団体との連携、保護者の理解と協力等により学校と地域が共に子供を育てるという観点に立って、学校と地域が協働・融合したスポーツ環境の整備についても進めていく必要があるとされている。

Ⅲ 適切な運営のための体制整備

1 運動部活動の方針の策定について

(1) 活動方針や活動計画及び活動実績の作成

校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動の方針」を策定する。

運動部顧問は、各部の年間計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）年間活動計画、毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

(2) 活動方針及び活動計画等の公表

校長は、上記（1）の活動方針及び活動計画等を、参観日での説明や学校通信への掲載等により公表する。

2 指導・運営に係る体制の構築

(1) 運動部の適正な数の設置

校長は、生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。

なお、設置に当たっては、今後の生徒数の推移や地域の実情等を踏まえ、生徒、保護者や地域の関係者等との合意形成を図りながら、将来を見据えた取組を推進する。

(2) 運動部顧問の決定

校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

(3) 活動内容及び活動状況の把握

校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容及び活動状況を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行えるよう生徒の健康面や安全面への配慮をするとともに、運動部顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

(4) 活動方針及び活動計画等の共通理解

校長は、必要に応じて運動部の活動方針及び活動計画等について、教職員、部活動指導員、保護者、外部指導者等が共通理解を図る機会（運動部活動連絡会等）を設定する。

(5) 運動部顧問や管理職を対象とする研修等の周知

教育委員会は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の周知を行い、積極的な参加を呼び掛ける。

(6) 運動部顧問の業務改善及び勤務時間管理等

教育委員会及び校長は、教職員の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に係る運動部活動に関する明確な基準の設定等について（平成30年2月28日付け青教ス第1078号）」を踏まえ、法令等に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 運動部活動の実施に当たっては、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月 スポーツ庁）「防災・安全の手引」（平成26年3月 県教育委員会）に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 運動部活動用指導手引の活用

運動部顧問は、中央競技団体が作成する運動部活動における合理的でかつ効率的、効果的な活動のための指導手引を活用して、3（1）に基づく指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

(1) 休養日及び活動時間の基準

運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

ア 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。

イ 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

ウ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いで行う。ただし、学校閉庁日は、原則として活動は行わないものとする。

エ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

オ 部活動顧問、生徒、保護者の同意の下、校長の判断により、主要な大会等の時期を「ハイシーズン」として活動時間の延長を可能とする。ただし、延長を行った場合は、大会等の後に延長した活動時間以上の十分な休養を確保する。

カ 生徒が十分な休養をとることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ハイシーズン以外の時期にある程度長期の休養期間を設ける。

(2) 休養日及び活動時間の設定及び公表

校長は、「学校の運動部活動に係る活動の方針」の策定に当たっては、国のガイドラインにおいて設定された「運動部活動における休養日及び活動時間」の基準を踏まえるとともに、本方針に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。

また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズに応じた運動のできる活動の推進

ア 学校は、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤としての運動部活動の観点から、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた活動を推進する。

イ 学校は、生徒数減少や指導者確保の困難さ等の地域の実情を踏まえ、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれないことがないよう、複数校の生徒が拠点となる学校の運動部活動に参加する等の合同部活動の取組について検討する。

(2) 地域との連携等

ア 教育委員会及び学校は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備に努める。

イ 地域の体育協会、競技団体及びその他のスポーツ団体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、教育委員会等と連携し、役割や実施主体を明確にしながら、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実に努める。

また、教育委員会等が実施する部活動指導員の任用・配置や、運動部顧問等に対する研修等、スポーツ指導者の質の向上に関する取組に積極的に協力する。

ウ 市、教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツに親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放事業を推進する。

エ 市、教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実に支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者と地域の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

(1) 参加する大会数等に関する指導・助言

教育委員会は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度の負担とならないように、本市の実情を踏まえ、各学校の運動部が参加する大会数について、適宜、指導・助言に努める。

(2) 参加する大会等の選択

学校は、教育委員会の指導・助言を踏まえ、生徒の教育上の意義や生徒、運動部顧問の負担が過度にならないことを考慮して、参加する大会等を精査し選択する。

7 安全管理と事故防止

(1) 健康状態の把握

日頃から生徒が自分の健康管理について関心や意識をもち、適度な休養と栄養及び水分の補給に留意できるように指導する。活動に際しては、生徒の健康観察を適切に行い、体調がすぐれない生徒に対しては、無理をさせず、活動内容を制限するか、休ませるかを適切に判断する。健康診断（心電図検査等）で異常が認められた生徒に対しては、医師の指示に従うとともに、養護教諭、学級担任、保護者等との連携を密にし、健康状態について常に把握しておくことも重要である。

(2) 安全点検と安全指導

部活動を安全な活動とするために、学校全体として、練習場所、使用器具の整備・点検に努め、生徒自ら使用前の安全確認を行うなど、安全への意識を高める指導を行い、事故の未然防止に努める。また、練習試合や大会等での自転車での移動等についても、十分な指導を行うとともに、交通事故が起きないように常に注意する。

(3) 競技の特性と能力差に応じた指導

競技の特性を踏まえ、練習の目的及び内容や効果的な練習方法を生徒に理解させ、事故防止の最大限の配慮を行う。また、生徒が、精神的・身体的に成長段階にあることを念頭に置いて、学年や個人差に十分配慮した適切な活動内容となるように練習方法を工夫し、段階的、計画的な指導を行うようにする。

(4) 天候や気象を考慮した指導

気象に関する最新の知見を共通理解しておくとともに、練習や大会の際には、気象庁等が発表する注意報などの情報を収集し、暴風や雷等に対して、練習や試合の中止及び中断の判断を的確に行う。

また、活動時の気象条件を考慮した指導を行う。特に、高温・多湿下では、熱中症対策マニュアル等により、熱中症を予防するための対策をとること。

(5) 事故への対応

事故発生時の対応については、人命救助を最優先として、学校の危機管理マニュアルを教職員に周知し、緊急体制を確立しておくこと。

また、救命救急講習等を実施し、心肺蘇生法や事故発生時の対応の仕方について、全教職員で共通理解を図る。生徒に対しても、保健体育科の授業や部活動等を通して、応急手当に関する指導を適宜行い、事故発生時には、適切に対応できるようにするとともに、事故を未然に予防する対応がとれるように指導する。

○ 共通理解事項

- ・ 緊急時の連絡先
- ・ 事故発生時の応急手当や対応
- ・ 緊急時対応マニュアルの作成
- ・ 日本スポーツ振興センターの医療費給付制度の仕組みや手続
- ・ 熱中症の予防対策や応急手当の方法、経口補水液、冷却剤等の準備
- ・ 災害時に備えた避難経路の確認

(6) 感染症対策

活動に当たっては、地域の感染状況等も踏まえ、『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～』（文部科学省）に基づき、特に以下の点に留意し、衛生管理等を徹底すること。

ア 顧問や部活動指導員等が必ず活動の状況を把握するとともに、密になる三つの条件が重ならないよう実施内容や方法を工夫すること。

イ 生徒に、手洗いや咳エチケットなどの、基本的な感染症対策を徹底させること。

ウ 生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。

エ 活動場所については、体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とすること。

オ 用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。

カ 部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避けること。

キ 大会等の参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、大会における競技、練習、準備運動時等はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、生徒、教師等の感染拡大を防止するための対策を講じること。

ク 練習試合や合同練習、合宿等の企画・実施に当たっては、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみで行うのではなく、学校として責任をもって、大会等の参加時と同様の感染拡大を防止するための対策を講じること。

ケ 運動部活動の実施に当たっては、各競技団体が作成するガイドラインを踏まえること。

コ 運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じること。

8 保護者との連携

(1) 保護者との信頼関係の確立

学校は、保護者に部活動の適正な運営について、正しく理解してもらい、共通理解を図り、保護者と連携した部活動運営を行うため、以下の点に留意する。

- ア 年度当初や代替わりの時期に、保護者会等で、部活動に係る活動方針や年間計画などを説明し、共通理解を図る。
- イ 毎月の活動計画表を前月中に文書等で配付する。
- ウ 長期休業中の活動計画表は、長期休業開始の20日以上前に配付し、生徒や保護者が休業中の計画を立てられるように配慮する。
- エ 練習や試合及び大会等による疾病時には、適切な対応をするとともに、必ず保護者に連絡をする。

(2) 保護者の経済的負担の軽減

生徒が経済的な理由で部活動の制約を受けることがないように、学校や顧問教職員等は、保護者の経済的な負担が過度にならないよう最大限の配慮する。

9 「学校の部活動に係る活動の方針」の策定について

スポーツ庁では、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」において、「設置する学校に係る運動部活動の方針」について以下のように示している。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の活動方針の策定等

- ウ 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る運動部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。
- エ 校長は、上記ウの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

※ 文化庁による「文化活動の在り方に関する総合的なガイドライン」においても、上記と同様に「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定すると定められている。

上記を踏まえ、各学校の校長は、運動部及び文化部の「学校の部活動に係る活動の方針」を策定する必要がある。

(1) 「学校の部活動に係る活動の方針」の策定に当たって

- ア 文化部の活動時間や休養日等については、本方針で示した運動部活動における適切な休養日等の設定に準じて行うものとする。
- イ 本方針をもとに学校や地域の実態を十分に考慮して方針を策定する。

- (2) 「学校の部活動に係る活動の方針」に記載する内容
- ア 部活動の目的
 - イ 運営方針（学校全体の方針、休養日及び活動時間等）
 - ウ 本年度の部活動（運動部・文化部・特設部）
 - エ 指導方針（学校全体の方針）
 - オ 顧問が運営・指導する際の留意点等
- (3) 「学校の部活動に係る活動の方針」の周知と共通理解
- ア 校長は、年度初めの職員会議等において、教職員に対して「部活動に係る活動の方針」を十分に説明し、共通理解を図る。
 - イ 校長は、参観日や部活動保護者説明会等を活用し、保護者に対して「部活動に係る活動の方針」について説明する。

10 各部の年間計画、活動計画及び活動実績の作成

- (1) 年間計画の作成と周知
- 年間計画については、各学校で作成する「学校の部活動に係る活動の方針」をもとに作成するとともに、校長の承認を得て保護者に説明、配付する。
- (2) 活動計画と活動実績の作成と提出
- ア 活動計画の作成と承認までの流れ
 - 顧問は、年間活動計画及び毎月の活動計画を作成するとともに、校長の承認の下、活動を行うものとする。
 - ① 活動計画に記載する内容
 - ・活動時間及び休養日
 - ・大会・コンクール及び練習試合等の予定と実施場所
 - ② 承認及びその後の流れ
 - ・顧問は、毎月20日をめどに翌月の活動計画を作成し、校長から承認を得る。
 - ・承認を得た活動計画の原本は、ファイルに綴じて職員室に保管し、教職員が共有できるようにする。
 - ③ 生徒・保護者への活動計画表の配付
 - ・顧問は、毎月25日までは生徒・保護者に翌月の活動計画表を配付する。
 - ・大会やコンクール、練習試合等の詳細は、別途日程等を配付する。
 - イ 活動実績の作成と提出
 - 顧問は、前月の活動実績を校長、教頭に提出して承認を得る。
 - ① 活動実績に記載する内容
 - ・実際の指導・引率等の状況を確認し、記載する。
 - ・活動計画から変更があった場合は、変更箇所について記載する。
 - ② 提出及びその後の流れ
 - ・顧問は、月末までに活動計画をもとに活動実績を作成し、校長に提出する。
 - ・確認後、顧問は、事務職員に原本を渡し、写しをファイルに綴じて保管する。
- (3) 年間計画や活動計画及び活動実績の作成に当たって
- 年間計画や活動計画及び活動実績の様式については、現在、各学校で使用している様式を用いるか、五所川原市役所ホームページ→「教育・文化・スポーツ」→「学校教育」→「中学校運動部活動の方針」内に掲載した様式を活用して作成する。

● 学校の部活動に係る書類等の様式

1 様式一覧

- 様式1 学校の部活動に係る活動の方針
- 様式2 部年間計画
- 様式3 年間活動計画表
- 様式4 月間活動計画表

2 様式の掲載場所

五所川原市ホームページ→「教育・文化・スポーツ」→「学校教育」→「中学校運動部活動の方針」

● 参考・引用文献一覧

- 運動部活動での指導のガイドライン 平成25年5月（文部科学省）
- 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン 平成30年3月（スポーツ庁）
- 運動部活動の指針 平成30年12月（青森県教育委員会）
- 運動部活動の指針 平成31年3月（青森市教育委員会）
- 三沢市運動部活動の指針 平成29年3月改定（三沢市教育委員会）
- 小学校スポーツ活動中学校運動部活動指針 平成31年3月（八戸市教育委員会）
- 防災安全の手引 平成26年3月（青森県教育委員会）
- スポーツ事故防止ハンドブック（独立行政法人日本スポーツ振興センター）
- 体育的部活動のけが防止プログラム（独立行政法人日本スポーツ振興センター）
- スポーツ外傷・傷害予防ハンドブック（公益財団法人スポーツ安全協会）
- 大切な器具や設備の安全管理 平成30年4月（日本スポーツ振興センター学校安全部）
- 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～（2020.12.3.Ver.5）（文部科学省）

● 作成協力者一覧

- 西北中学校校長会 会長 五所川原市立五所川原第一中学校 校長 原 知紀
- 北五中学校体育連盟 会長 五所川原市立五所川原第三中学校 校長 長尾 篤仁